（防衛省定員規則の一部改正）

第八条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、五九五人 / うち、二五人は、一般職の職員の定員とする。 防衛装備庁 / 一、六五六人 / 合計 / 二一、二五一人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、五〇三人 / うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。 防衛装備庁 / 一、五三八人 / 合計 / 二一、〇四一人 /

（防衛装備庁の技術顧問に関する省令の一部改正）

第九条　防衛装備庁の技術顧問に関する省令（平成二十七年防衛省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛装備庁顧問に関する省令 1　防衛装備庁に、防衛装備庁顧問を置くことができる。 2　防衛装備庁顧問は、防衛装備庁の所掌事務のうち重要な施策について、防衛装備庁長官に対し意見を述べる。 3　防衛装備庁顧問は、非常勤とする。	防衛装備庁の技術顧問に関する省令 1　防衛装備庁に、技術顧問十二人以内を置く。 2　技術顧問は、防衛装備庁の所掌事務のうち特別の学識経験を必要とする専門事項について、防衛装備庁長官に対し意見を述べる。 3　技術顧問は、非常勤とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―五―二二

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宮内庁の特別職） **第二条**　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。 一～五　（略） 六　上皇侍従（六人） 七　（略） 八　上皇侍医長（一人）及び上皇侍医（五人） 九～十五　（略）	（宮内庁の特別職） **第二条**　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。 一～五　（略） 六　上皇侍従（七人） 七　（略） 八　上皇侍医長（一人）及び上皇侍医（四人） 九～十五　（略）

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。